

下呂市資源回収事業奨励金について

下呂市では、家庭から出るごみの減量化を図り、リサイクルの推進に対する理解を深めていただくため、PTAやボランティア団体等が行う資源回収活動に対し奨励金を交付しています。

補助対象となる品目や金額、申請方法等は下記のとおりです。

1. 補助対象となるもの

			
紙類 (新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック等)	缶類 (アルミ缶、スチール缶)	繊維類	生きびん

※回収業者によって引き取り可能な品目や持込方法は異なりますので、必ず事前にご確認ください。

※「生きびん」は酒、調味料等の一升びんやビールびん等再利用が可能なびん(リターナブルびん)を指します。

びんの種類によっては引取対象とされていないものもありますので、事前に回収業者等にご確認ください。

2. 奨励金の額

奨励金の交付額は、回収された各品目の重量等に応じて算出します。品目ごとの単価は下記の通りです。

品目	単価
紙類	1 kg あたり 4 円
缶類	
繊維類	
生きびん	1 本あたり 1 円

◆回収業者への引き渡しの際に処理手数料が発生し、事業全体として赤字が発生した場合には、当該奨励金とは別にその赤字相当分も交付します。

例：紙類を 2,000kg、アルミ缶を 1,000kg 回収し 8 万円の収入があったが、その処理手数料に 10 万円の支出を要し、差額 2 万円の赤字となった場合

赤字補填分：100,000 円－80,000 円＝20,000 円 … A

奨励金：2,000kg×4 円＋1,000kg×4 円＝12,000 円 … B

総交付額： A + B =32,000 円

3. 申請手続

資源回収事業の実施後、補助金等交付申請書及び請求書に必要事項を記入し、添付書類とともに市役所環境対策課(下呂市クリーンセンター内)か最寄りの振興事務所窓口へご提出ください。

○添付書類

- ・回収業者が作成した引取伝票等、回収量及び買い取り金額が証明できるものの写し
- ・引渡し時に処理手数料を負担した場合は、領収書等支払額が証明できるものの写し

◆注意事項

- ・補助金等交付請求書の振込先口座欄は正確にご記入をお願いいたします。
- ・申請書の内容等について確認させていただくことがございますので、申請書には必ず連絡先電話番号をご記入ください。